

立地計画の記載要領 (新規立地企業)

I 一般的事項

計画期間の始期は、立地計画認定申請日が属する年度の4月1日または立地計画認定申請日が属する年度の翌年度の4月1日としてください。立地計画の認定の有効期間でなければ補助金の交付を受けることができないため、立地計画申請日が属する年度に補助金の交付を受けたい場合は始期の設定に注意してください。

(例：令和8年6月1日に申請した場合 ⇒ 令和8年4月1日または令和9年4月1日)

計画期間の終期は、計画期間の始期から6年経過した日が属する年度の3月31日としてください。

なお、立地計画の認定の有効期間は、立地計画に記載された計画期間を踏まえ、県から送付する認定通知に記載します。

II 企業の概要

(1) 企業の名称等

申請時の会社の概要を記載するとともに、定款の写し、法人の現在事項証明書または履歴事項全部証明書(発行から3カ月以内のもの)、会社案内など企業の概要を説明する資料を添付してください。また、関連会社がある場合は、関連会社(親子関係を含む)のわかる資料を添付してください。

(2) 航空機整備関連事業の概要・実績等

成田空港周辺地域以外の既存の工場等において航空機整備関連事業を実施している場合は、事業の実施場所や事業概要、事業実績等を記載してください。今回、新たに航空機整備関連事業を実施する場合は、その旨を記載してください。

(3) 過去3年間の収支状況

直近の3年間における売上及び当期利益を記載するとともに、これを確認することができる直近3年間の決算書報告書等を添付してください。また、直近の3年間における売上及び当期利益のうち、航空機整備関連事業に係る金額をそれぞれ記載してください。

III 立地等に係る事業の概要

(1) 新たに設置する航空機整備関連事業を実施する工場の概要

工場の所在地について、申請時点で番地まで確定していない場合は字名までを記載してください。

(例：千葉市中央区市場町地先)

工場の所有形態について、申請時点で確定していない場合は、その他を選択した上で()内に未定と記載してください。

工場の規模・構造について、施設の構造(鉄骨造、RC造/平屋建・二階建)、施設面積・延べ面積など、申請時点で確定している情報を記載してください。

また、新たに設置する工場(付帯施設含む)の位置図(住宅地図等のコピー)を添付してください。

(2) 工場で実施する航空機整備関連事業の概要

新たに設置する航空機整備関連事業を実施する工場において、航空法第20条第1項に規定する以下の認定のうち、取得済みまたは取得予定の認定全てにチェックしてください。

- 〔・航空機の整備又は改造の能力(航空法第20条第1項第4号)
- 〔・装備品の修理又は改造の能力(航空法第20条第1項第7号)

また、実施を予定している事業内容について、工場が本格稼働(操業した工場の稼働率が、当該企業が目指す水準に達した段階)した場合における処理能力などを定量的に記載するとともに、工場を

新たに設置する背景について、事業を取り巻く環境も踏まえながら記載してください。

(3) 工場の立地・操業の時期

立地予定の時期について、所有の場合は、建物の建築着工時期及び取得契約時期を、貸借の場合は建物の賃貸借契約時期を、予定で構いませんので、年月まで記載してください。

また、操業開始予定も同様に、予定で構いませんので、年月まで記載してください。

なお、操業開始とは、新たに設置した工場において従事者が航空機整備関連事業を開始することをいい、本格稼働とは異なる点に注意してください。

(4) 付帯施設の概要

工場の立地に伴い設置する予定の付帯施設がある場合、その概要や所有形態、規模・構造を記載してください。付帯施設とは、工場の敷地内及び隣接地において、工場の立地と同時期に整備され、工場において航空機整備関連事業を実施する上で必要不可欠な施設をいいます。

なお、付帯施設として認められた施設に係る投下固定資産額（施設の設置を行うために必要な建物及び償却資産の取得に要する費用）は、立地計画の認定要件の1つである「工場等の投下固定資産額が10億円以上であること」の判断にあたって、当該投下固定資産額として計上することができます。

付帯施設の例：航空機整備関連事業に付随する事務所、研究所、倉庫、複利厚生施設等

IV 立地等に係る設備投資に関する事項

(1) 建物及び構造物

新たに設置する工場やⅢ（4）で記載した付帯施設のうち、取得する建物及び構造物について、それぞれ投下固定資産額を記載してください。

(2) 償却資産

新たに設置する工場やⅢ（4）で記載した付帯施設のうち、取得する償却資産について、それぞれ投下固定資産額を記載してください。

V 航空機整備関連事業に従事する者の確保に係る計画

(1) 工場の本格稼働に必要な事業従事者数

工場の本格稼働の時期について、予定で構いませんので、年月まで記載するとともに、本格稼働に必要な航空機整備関連事業に従事する者の数を記載してください。

なお、ここで記載する本格稼働に必要な航空機整備関連事業に従事する者の数が、支援対象者の上限数となります。

(2) 工場の本格稼働に必要な事業従事者数の確保に向けた採用計画

(1)の確保に向けて、社内の採用計画等に基づき、どのように従事者を採用していくのか具体的に記載するとともに、これを確認することができる参考資料（採用計画や募集要項等）を添付してください。

VI 立地等に必要な資金の額及び調達方法

IVで記載した投資額を踏まえ、立地に必要な資金の額及びその調達方法を記入してください。

なお、都道府県及び市町村等からの補助を受ける予定の場合には、備考欄に補助金名及び交付元を記載してください。